

令和 8 年第 6 回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 6 月 1 6 日（火） 午後 2 時 0 0 分
- 2 場 所 美祢市民会館 2 階 大会議室
- 3 出席農業委員 議長 山本 正二
1 番 武藤 康志 2 番 伊藤 新司 3 番 俵 薫
4 番 井町 哲 5 番 伊藤 美和子 7 番 倉増 知
8 番 前田 耕次 9 番 中嶋 友之 1 1 番 石田 健治郎
1 4 番 岸 英法 1 5 番 馬屋原 眞一 1 6 番 高見 清
1 7 番 村上 浩一 1 8 番 安富 法明 1 9 番 山本 正二
- 4 欠席農業委員 6 番 縄田 善博 1 0 番 中野 修
- 5 出席推進委員 山田 孝治 山縣 正明 安永 彰
- 6 事 務 局 主査 柳井 信吾 会計年度任用職員 中村

事務局	午後 2 時 0 0 分開会
議長	互礼。 それでは只今より令和 8 年第 6 回総会を開会いたします。 本日の出席委員 1 7 名中 1 5 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。本日の欠席委員は 6 番 縄田善博委員、1 0 番中野修委員です。それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思います但よろしゅうございますか。それでは 4 番 井町哲委員、1 1 番 石田健治郎委員。よろしくお願ひいたします。 それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 5 条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1 件朗読。 それでは、農地法第 5 条許可申請 4 件について説明します。 1 件目、参考資料 1 を参照ください。 所在地は●●●●、転用面積 1130 m²、申請人は●●●●です。申請地は位置図のとおりで、●●●●付近の 3 種農地です。太陽光発電ための転用となります。この案件については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 2 件目、参考資料 2 を参照ください。 所在地は●●●●、転用面積転用面積 1104 m²のうち 68.35 m²m²、申請人は●●●●です。申請地は先ほどの申請地に隣接する農地で、太陽光発電設置の際に搬入路及び駐車場として一時的に利用します。この案件については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 3 件目、参考資料 3 を参照ください。 所在地は●●●●、転用面積 963 m²、申請人は●●●●です。申請地は位置図のとおりで、●●●●付近の 3 種農地です。太陽光発電ための転用となります。この案件については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

	4 件目、参考資料 4 を参照ください。 所在地は●●●●、転用面積 2,560 m²のうち 109.40 m²、申請人は●●●●です。申請地は先ほどの申請地に隣接する農地で、太陽光発電設置の際に進入路として一時的に利用します。この案件については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
俵委員	3 番の伊藤です。6 月 5 日に事務局 2 名と岸委員と私と推進委員の皆さんで現地調査に行きました。まず 1 番と 2 番についてですが、事務局の説明どおり関連性がありますのでまとめて説明します。場所は●●の●●●●から●●方面に向かって 50 メートルくらいのところにあります。周辺に耕作している農地は見受けられず、申請地に太陽光パネルを設置しても問題ないと思います。また、太陽光パネルを設置するための搬入路等のため隣の田を一時的に使用しますが、これについてもまったく問題はないと思われます。 つづきまして 3 番と 4 番についても関連性があるのでまとめて説明します。場所は事務局の説明どおりで、●●●●の南側にある農地です。まわりは太陽光パネルが設置してあります。残っている農地が何筆がありますが、そのうちの一つに太陽光パネルを設置するということ問題はないと思います。また、その隣地の一部を搬入路として一時的に利用するとのことですが、これも問題ないと判断しました。以上です。
議長	ありがとうございます。それでは地元推進委員より補足説明等ありましたらよろしくおねがいします。
山田推進委員	伊佐地区の山田です。1 番と 2 番についてですが、俵委員の説明されたとおりで問題ないと思います。よろしくお願いします。
山縣推進委員	大嶺地区の山縣です。3 番と 4 番についてですが、先ほど俵委員の説明されたとおりです。ご審議よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。委員の皆様よりご質疑がございましたらお願いします。

委員	それでは採決に移りたいと思います。 議案第 1 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第 1 号は原案の通り決定をいたします。 続きまして議事順位第 2 議案第 2 号 地域計画の変更に関する意見決定について、及び議事順位第 3 議案第 3 号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1 件朗読。 それでは地域計画変更申請 1 件及び農振除外 2 件について説明します。 農振除外の目録番号 1、●●●●の案件については対象地が地域計画に含まれていません。 それでは、1 件目、資料 5 を参照ください。所在地は●●●●、申請地は●●●●に隣接する 1 種農地です。●●●●が既存の会社の敷地を拡張するための転用となります。以前に●●●●の敷地拡張の件で農振除外の意見照会がなされ、異議なしとなりましたが、以前は計画全体で除外申請されましたが、分割して農振除外申請をすることとなりました。転用の内容自体は同じです。本件について、特に問題はないものとして美祢市長に回答します。 つづきまして 2 件目、資料 6 を参照ください。所在地は●●●●、申請地は位置図のとおりで、農用地区域内農地かつ地域計画対象地です。申請地は 10 年前に法人が果樹をを植えるために利用権を設定されましたが、果樹がうまく育たなかったため、いろいろと土壌を改良してみたりしたとのことですが、それでも果樹が上手く育たなかったため、地権者に返却されました。地権者は農地としての維持管理が困難であるため、植林して管理します。申請地を農振除外すること、地域計画を変更することについて、特に問題はないものとして市長に回答します。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。

岸委員	14番の岸です。まず1番の●●●●の件についてですが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、1月の総会で本件について特に問題ないものとして回答しておりましたが、その後山口県と申請者との間で話した結果、農地転用する分だけその都度農振除外することになりました。特に周りの農地に影響を与えるようなものではありません。 続きまして2番、場所は●●の交差点から●●●●に入っすぐのあたりです。登記上は2筆ですが実際の1枚の農地です。申請者の話によると、父親の代のときに圃場整備の農地交換で手に入れて、圃場整備の残土をそこに入れたと聞いております。ここを借りていた法人がキウイを移植するときに車で出入りできるように入り口のところに砂利を敷いていて元に戻すのは無理だろうと認識しております。クヌギの植林については問題なしということで結論付けております。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員から補足等ありましたらお願いします。
安永委員	真名地区推進委員の安永です。事務局と岸委員が説明されたとおりで問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
山田推進委員	伊佐地区の山田です。岸委員の言われたとおり、特に支障ないと思います。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。それでは委員の皆さんよりご質疑がございましたらお願いします。よろしいですか。 それでは採決に移りたいと思います。議案第2号及び第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第4 議案第4号、農用地利用集積等促進計画の策定について 事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 それでは、本日配布しております令和8年6月30告示、令和8年7月1日開始の農用地利用集積等促進計画をご覧ください。 今回、全体で44筆、全て一括方式になります。利用権設定面積は、新規が55, 704㎡、貸し手が10名、受け手が5名で

	ございます。内訳は4、5ページになります。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規定に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、の農用地利用集積等促進計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは質疑がございましたらお願いします。よろしいですか。 それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第4号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第5 報告第1号、公共工事に伴う転用の届出について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 それでは公共転用の届け出が1件ありましたので説明いたします。資料7を参照ください。 山口県が絵堂萩道路建設のための資材置場として一時的に転用します。以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。発言のある方は挙手をお願いします。 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。 続きまして、議事順位第6 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読 目録をご覧ください。合意解約7件について説明します。 1件目は貸付人●●さん、借受人●●さんの2件目は、貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。この2件は、他の耕作

	者へ一括で所有権移転をされるための解約になります。3件目から5件目は貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。借受人が耕作できないための解約です。次の耕作者は決まっています。6件目は貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。こちらも借受人が耕作できないための解約です。次の耕作者は決まっています。7件目は貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。こちらも借受人が耕作できないための解約になります。次の耕作者は決まっています。なお、3件目から7件目までの次の借受人は同一人物、●●さんになります。以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。 続きまして、議事順位第7 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読 それでは別紙をご覧ください。農事組合法人●●●●から提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ適正でありましたことを報告申し上げます。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑ございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。特に発言がないようですので以上をもって報告第3号を終わります。続きまして報告第4号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況及びその他事務の実施状況の公表（案）について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑ございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。特に発言がないようですので以上をもって報告第4号を終わります。 続きまして、農業相談日の状況ですが、農業相談はありませんでした。

それでは終わりたいと思います。

互礼。

午後 3 時 2 5 分閉会

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 8 年 6 月 1 6 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____